

神奈川県教育委員会

委員長 具志堅 幸司 様

平成 25 年 7 月 16 日

高校日本史教科書の採択について（請願）

教育を良くする神奈川県民の会

代表 新井 三男



1. 請願事項

実教出版の「高校日本史 A」及び「高校日本史 B」の採択については、教育基本法、学習指導要領及び神奈川県教育委員会の教育方針に照らし慎重に行なっていただきたい。

2. 請願の理由

(1)実教出版の「高校日本史 A」には「日本の侵略加害の事実を記述する教科書を『自虐的』と非難する立場の人々が執筆した教科書が現れたことなどに対して、アジア諸国からも強い批判がおこった」と、暗に自由社及び育鵬社の歴史教科書を批判するかのよう記述があります。これに対し、自由社及び育鵬社の歴史教科書を採択している横浜市では、平成 24 年度の採択において、実教出版の教科書は中学校と高校の継続性に問題があり、生徒に嫌な思いをさせる恐れがあるとして審議会で検討の結果、別の教科書が答申され採択されました。

(2)神奈川県では、県立平塚中等教育学校及び横浜市・藤沢市の中学校が育鵬社の歴史教科書を採択しており、育鵬社の教科書で学ぶ生徒は約 3 万 1 千人、公立中学校の生徒の約 43% にのびります。横浜市・藤沢市の生徒の多くも県立高校に進学すると思われますので、県立高校で実教出版の教科書が使用されることになれば、生徒は中学校で間違ったことを教えられたのではないかという疑念や強い違和感を抱くことが懸念されます。また、これは歴史事象の記述とはいいいながら他社批判ともなりかねず、公正な教科書採択を求める文部科学省の「教科書の採択に関する宣伝行為等について」の通知や教科書協会の「教科書宣伝行動基準」の趣旨に反する恐れもあります。

(3)実教出版の「高校日本史 A」及び「高校日本史 B」には「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある」との記述があります。東

京都教育委員会は、学習指導要領に基づき入学式、卒業式等においては、国旗を掲揚し国歌を斉唱するように児童・生徒を指導することが教職員の責務であり、国歌斉唱時には教職員は起立斉唱するものとする都教委の考え方と異なり、実教出版の教科書の使用は不適切とする見解をまとめ都立高校に通知しました。

(4)神奈川県では、平成17年に教職員らが神奈川県を相手取り「国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求」訴訟を起こしました。教職員には入学式や卒業式で国歌斉唱時に、国旗に向かって起立し、国歌を唱和する義務がないことの確認を求める訴訟ですが、平成23年に最高裁で教職員側の敗訴が確定しました。

また、平成18年には、県教委が国歌斉唱時に起立しない教職員の氏名を学校から報告させることについて、一部の教職員が思想・信条に関する情報の取り扱いを禁じる個人情報保護条例に違反するとして個人情報保護審査会に異議申し立てを行いました。その後、審査会及び審議会が氏名収集は不適当とする答申を出しましたが、県教委は氏名収集は思想信条に関する個人情報ではなく指導に必要な服務情報であるとして答申に反し氏名収集を継続してきました。その後、訴訟に発展しましたが、本年5月に氏名収集は適法とする最高裁判決が下され、県教委の方針の正当性が明確になりました。

この間、最高裁により国歌斉唱時の起立斉唱命令や伴奏命令を合憲とする判決が複数回出され、学習指導要領に基づく指導や命令は適法であることが法的にも完全に確定しました。県教委は毎年、国歌斉唱時に教職員が起立することや指示に従わない場合などは服務上の責任を問い厳正に対処することなどを明記した「入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導の徹底について」の通知を出して徹底を図っています。しかし、実教出版の教科書の記述は、こうした県教委の方針が強制であり違法であるかのような誤解を与え、長年にわたる県教委の粘り強い指導に水を差すもので、生徒が県教委の方針に疑念を抱くようになる恐れさえあります。

(5)以上のように、実教出版の教科書には、教育基本法、学習指導要領及び県教委の教育方針に照らして好ましくないと思われる記述がありますので、採択にあたっては、教科書調査委員会及び教育委員会において慎重な検討を行っていただきますようにお願いいたします。

以上

